

重要事項説明書（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、郡山市市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	愛宕商事株式会社
主たる事務所の所在地	〒951-8065 新潟県新潟市中央区東堀通一番町494番地3
代表者（職名・氏名）	代表取締役 高橋 克郎
設立年月日	昭和56年 2月 1日
電話番号	025-228-4888

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	愛宕商事株式会社 郡山支店 ライフサポート・ソリューション部	
サービスの種類	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	
事業所の所在地	〒963-0221 福島県郡山市亀田西67番地	
電話番号	024-962-1755	
指定年月日・事業所番号	令和 7年 8月 1日指定	0770306371
管理者の氏名	曾我 直弥	
通常の事業の実施地域	県内全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り在宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、指定福祉用具貸与等を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切な福祉用具等の提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

（１）あなたに提供するサービスの内容は、特定（介護予防）福祉用具販売です。

「特定（介護予防）福祉用具販売」とは、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定（介護予防）福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、介護者の負担の軽減を図るサービスです。

（２）販売する特定福祉用具や購入を選択できる福祉用具の品名、販売価格、特定福祉用具購入時の本人負担額等は別紙「納品書」に記載の通りです。

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。 但し、休日であってもサービスの提供を行う場合がある。 （8月13日から15日、12月29日から1月3日及び日曜・祝日を除く。）
営業時間	月曜日から金曜日 午前9時00分から午後6時00分まで。 但し、営業時間外であってもサービスの提供を行う場合がある。

6. 従業員の勤務体制

職 種	勤務の形態・人数		
	常勤	非常勤	合計
管理者兼福祉用具専門相談員	1 人	0 人	1 人
福祉用具専門相談員	7 人	0 人	7 人

7. サービスの提供方法

（１）福祉用具専門相談員は、特定（介護予防）福祉用具販売計画を作成し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

（２）福祉用具専門相談員が利用者等の状態に応じ、納品時に福祉用具の調整等を行い、使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を交付、十分な説明を行った上で使用方法の指導を行います。

（３）事業所は、正当な理由なく特定（介護予防）福祉用具の提供を拒みません。

8. 販売する商品と費用について

（１）当事業所で取り扱う品目は下記の通りです。

☒ 腰掛便座	☒ 入浴補助用具 ※ 1
☒ 自動排泄処理装置の交換可能部品	☒ 簡易浴槽
☒ 排泄予測支援機器	☒ 移動用リフトのつり具の部分
☒ 固定用スロープ ※ 2	☒ 歩行器（歩行車を除く） ※ 2
☒ 単点杖（松葉杖を除く）および多点杖 ※ 2	

※ 1 入浴補助用具とは、・入浴用椅子・浴槽用手すり・浴槽内椅子・入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト の7点です。

※ 2 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）および多点杖は、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できる対象種目です。

（２）販売商品の額は、事業所内に備えるカタログに記載された額になります。

（３）通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は1 k m当たり1 0 0 円です。

（４）販売商品の搬入に特別な措置を要する場合は、その費用について、実費を徴収いたします。

9. 料金の支払い方法

（１）受領委任払い

利用者が、費用の自己負担分のみを事業者支払い、保険給付分は保険者から事業者へ直接支払われます。

（２）償還払い

利用者が、いったん費用の全額を事業者支払い、その後、利用者が保険者に申請して自己負担分を除く保険給付分の支給を受けます。

※（１）（２）いずれの方法についても現金でのお支払いとなります。

※自己負担は、原則として費用の1割の額です。但し、基準以上の所得を有する利用者は、負担額が1割から3割となります。

10. 事故発生等緊急時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、特定（介護予防）福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 024-962-1755 管理者 曾我 直弥 面接場所 当事業所の相談室
営業時間	月曜日から金曜日 午前9時00分から午後6時00分まで。 但し、営業時間外であってもサービスの提供を行う場合がある。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	福島県国民健康保険団体連合会	電話番号 024-528-0040
	福島県運営適正化委員会	電話番号 024-523-2943
	郡山市保健福祉部介護保険課	電話番号 024-924-3021

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 管理者及び福祉用具専門相談員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

(2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

(3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

(4) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

1 3. BCP計画の策定

(1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

(2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 4. 暴言・暴力・ハラスメントについて

(1) 利用者及びその家族等は、職員に対し、以下の行為を禁止するものとします。

- ・身体的な攻撃（暴力、物を投げつける、つねる等）
- ・精神的な攻撃（大声での恫喝、罵声、人格を否定する発言等）
- ・契約範囲を超える不当な要求

（福祉用具の選定・搬入・点検以外の私的な用事、庭の手入れ、大掃除の強要、理不尽なクレームなど）

- ・性的な言動や不適切な身体接触（セクシュアルハラスメント）

(2) 度重なる注意や申し入れにもかかわらずハラスメント行為が改善されない場合、または職員の身の安全に重大な危険が及ぶ場合は、事業所側から即座に契約を解除しサービス提供を拒否するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 新潟県新潟市中央区東堀通一番町494番地3

事業者名 愛宕商事株式会社

代表者職 代表取締役 氏名 高橋 克郎

事業所名 愛宕商事株式会社 郡山支店 ライフサポート・ソリューション部

説明者職 福祉用具専門相談員 氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、特定（介護予防）福祉用具販売の提供開始に同意しました。また、第11条第3項に定める利用者の個人情報の使用について同意します。

利用者 住所

氏名 TEL

署名代行者(または法定代理人)：私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 氏名

続柄

家族代表：私は、第11条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 住所

氏名